

令和6年1月30日

市内介護サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部介護福祉課

令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援金について（通知）

日頃より、東久留米市の介護福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
東久留米市では、物価高騰の影響を大きく受ける東久留米市内の介護サービス等を提供する事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図るため、先に実施しました令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金に上乗せする形で、下記のとおり支援事業を実施することといたしました。
交付対象者に該当する場合はご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 交付対象者

物価高騰により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、令和5年12月1日時点で、東久留米市内で介護サービス事業所・施設等を運営し、令和5年4月～令和5年12月にサービス提供した実績のある者

2. 支援金の額

サービス名	交付基準額
居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、東久留米市介護予防・生活支援サービス（訪問介護を併設して実施する場合を除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く）、訪問リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く）、特定福祉用具販売（福祉用具貸与を含む）、居宅介護住宅改修、介護予防住宅改修	1事業当たり50,000円
通所介護、地域密着型通所介護、東久留米市介護予防・生活支援サービス（通所介護、地域密着型通所介護を併設して実施する場合を除く）、認知症対応型通所介護（介護予防を含む）、通所リハビリテーション（介護予防を含み、みなし指定医療機関を除く）	令和5年12月1日時点の定員数に5,000円を乗じた額

小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護	令和5年12月1日時点の定員数に9,000円を乗じた額
短期入所生活介護（介護予防を含む）、短期入所療養介護（介護予防を含む）、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	令和5年12月1日時点の定員数に15,000円を乗じた額

※令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金の交付を受けている場合は、サービスごとに当該交付額を除いた額を交付額とする。なお、交付額が令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金の交付額を下回るサービスについては、支援金を交付しない。

3. 申請方法

別途添付しております交付申請書兼口座振込依頼書に市で把握している情報をあらかじめ記載しておりますので、内容の確認・修正をしていただき、必要事項を記入の上、市へ提出（郵送、メール可）してください。

申請様式等は東久留米市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1007924/1013136/1023756.html>

4. 申請期間 令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金）（必着）まで

提出先及びお問い合わせ先

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市福祉保健部介護福祉課介護サービス係
支援金担当

電話：042-470-7750

FAX：042-470-7808